

## 第二機動隊の設置について

〔S 4 1 . 6 . 2 8 乙備発第 2 号 警察庁次長から各管区警察局長、  
警視総監、各道府県警察（方面）本部長あて〕

（概要）

各都道府県警察の集団警備力の充実強化を図るため、新たに第二機動隊を設置するに当たって、その任務、人員・編成等について示したものである。